

所得税の確定申告、町・県民税（住民税）の申告相談を行います

☎ 税務課 住民税係 ☎76-5131

■相談期間 2月16日(金)～3月15日(金)【土日・祝日を除く】

■会場 防災倉庫 会議室（役場庁舎北側）

申告に必要なもの

①マイナンバーおよび本人確認書類
「マイナンバーカード」または「通知カード+運転免許証などの本人確認書類」

②申告者本人の口座番号控

所得税の還付が生じる場合は、申告者本人の口座に振り込みますので、金融機関名・支店名・口座番号などの控えをお持ちください。
(ゆうちょ銀行を希望される場合は、通帳をお持ちください。)
また、所得税を納めるかたが新たに口座振替を希望する場合は、申告者の口座番号などのほか、金融機関届出印が必要です。

③「確定申告のお知らせ」のハガキ
(税務署から届いたかたのみ)

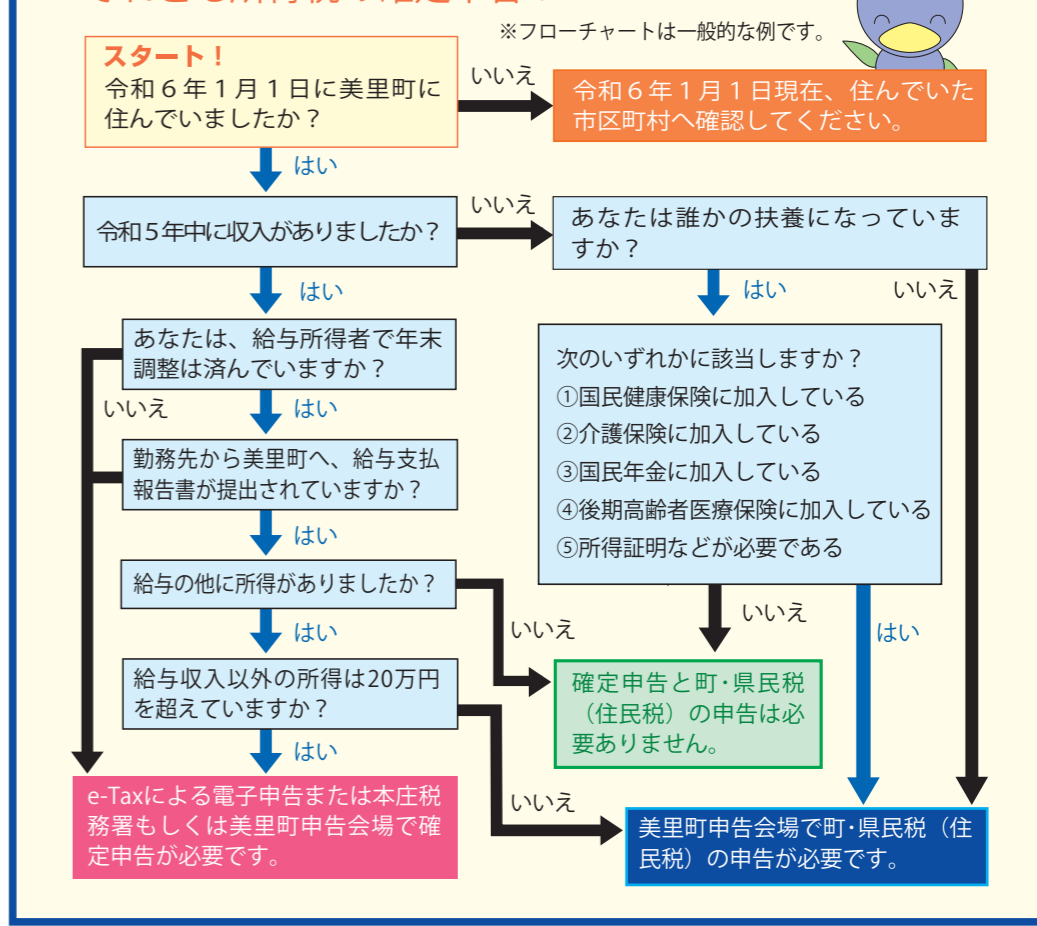
④所得計算の基礎となる書類
給与または年金所得者

▼源泉徴収票
▼事業(営業・農業)所得者
▼収支内訳書(必ず事前に作成し、お持ちください。)
▼不動産所得者
▼収支内訳書または収入金額・必要経費などが分かる書類

一時所得、雑所得などがあるかた
▼計算明細書や支払調書
⑤領収書・控除証明書
▼国民健康保険税
▼介護保険料

▼後期高齢者医療保険料
▼国民年金保険料
▼生命保険料
▼地震保険料(旧長期損害保険料分も含みます。)

あなたの申告は、町・県民税(住民税)の申告? それとも所得税の確定申告?



- ⑥住宅借入金等特別控除を受けられるかた
▼給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
▼住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
※初めて控除を受けるかたは、本庄税務署で確定申告を行う必要があります。
- ⑦医療費控除を受けるかた
▼医療保険者から送付される「医療費のお知らせ」(医療費のお知らせに記載していない医療費は、医療費控除の明細書を作成し、お持ちください。)
- ⑧セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けられるかた
▼セルフメディケーション税制の明細書
▼健康の維持増進や疾病予防への取組を行ったことを明らかにする書類(特定健康診査・予防接種・がん検診などの領収書または結果通知)
- ⑨寄附金控除を受けるかた
▼寄附金(ふるさと納税、義援金など)の受領証明書
※ワンストップ特例制度を利用したかたでも、申告をする際には必要です。

相談会場・日時

■会場：防災倉庫 会議室（役場庁舎北側）
■相談時間：午前9時～正午
午後1時15分～4時

2月の申告相談日と対象行政区

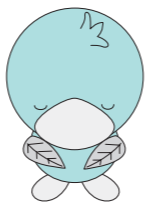
期日	対象行政区
16日(金)	甘粕
19日(月)	古郡
20日(火)	木部・中里
21日(水)	広木
22日(木)	駒衣
26日(月)	下児玉
27日(火)	北十条・南十条
28日(水)	沼上
29日(木)	上記相談日に都合の悪いかた

3月の申告相談日と対象行政区

期日	対象行政区
1日(金)	北阿那志
4日(月)	関
5日(火)	根木・関
6日(水)	小茂田
7日(木)	南阿那志・小茂田
8日(金)	湯栢・野中
11日(月)	大仏
12日(火)	白石・円良田
13日(水)	小栗・湯本
14日(木)	猪俣
15日(金)	上記相談日に都合の悪いかた

会場内の混雑緩和のため、時間枠を指定した整理券の配付を行います。

※整理券の配付は、午前8時45分から行います。



確定申告はマイナンバーカードを使ってe-Taxで

e-Taxを利用すると税務署や役場に出向くことなく、スマートフォンを使用し自宅で申告できます。

詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。



※特定の日に来場者が集中しないよう対象行政区を指定していますが、指定日に都合の悪いかたは、指定日以外でも申告相談を受け付けます。

【基本的な感染防止対策のお願い】

- ◎発熱などの症状が出ているかたは、ご来場をお控えください。
- ◎必要に応じマスクの着用や咳エチケットの実施をお願いします。

次の申告については、美里町の相談会場では受付できません。本庄税務署で申告をお願いします。

- ①青色申告(収支内訳書記入の相談を含む)
- ②株式などの配当に関する申告
- ③譲渡所得申告(土地や建物、株式を売ったかた)
- ④損失の申告
- ⑤先物取引に関する申告
- ⑥初めて住宅借入金等特別控除(所得税)を受けようとするかた
- ⑦雑損控除の申告
- ⑧災害減免
- ⑨亡くなられたかたの申告
- ⑩令和4年分以前の確定申告
- ⑪外国人または外国にお住まいのかたを扶養控除対象者とする申告

